

## 産業廃棄物処分業許可申請書

\*\*年\*\*月\*\*日

奈良県知事 殿

申請者 〒630-8501

住所 奈良県奈良市登大路町〇〇番地〇〇号

氏名 株式会社 〇〇開発



代表取締役 奈良 一郎

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号 0742-\*\*-\*\*\*\*

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	破砕：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず ※水銀使用製品産業廃棄物を除く 埋立：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む） ※水銀使用製品産業廃棄物を除く
事務所及び事業場の所在地	事務所 ※事務所の住所を記入してください。 電話番号
	事業場 ※事務所の住所を記入してください。 電話番号
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	※許可証を参照して記載して下さい。 施設の種類：破砕機 設置場所：奈良県〇〇市〇〇町〇〇番地 設置年月日：〇〇年〇〇月〇〇日 処理能力：4.5 t/日  施設の種類：埋立最終処分場（安定型） 設置場所：奈良県〇〇市〇〇町〇〇番地 設置年月日：〇〇年〇〇月〇〇日 処理能力：面積 〇〇〇〇㎡ 容量〇〇〇〇㎡ 許可年月日及び許可番号：〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇-〇〇号
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	前回事前協議時と変更なし
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	前回事前協議時と変更なし
※事務処理欄	

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許 可 番 号

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		住 所

※必ず本名とふりがなを記入してください。

※外国人の方は住民票に記載されている氏名とふりがなを、本籍欄には国籍を記入してください。

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住 所
株式会社 まるまるかいほつ 〇〇 開 発	奈良県奈良市登大路町〇〇番地□□号

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		住 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住 所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所

法第14条第5項第2号ニに規定する役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所
なら いちろう 奈良 一郎	S30.3.3	大阪府大阪市中央区△△町1番地
	代表取締役	奈良県奈良市□□町2番地
〇〇 〇〇 △△ △△ (□□ □□)	S35.5.5	◇◇
	取締役	大阪府東大阪市□□町2番地

※登記簿謄本に記載されている役員全員（監査役も含む）について正確に記入してください。

※必ず本名とふりがなを記入してください。

※外国人の方は住民票に記載されている氏名とふりがなを、本籍欄には国籍を記入してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	ふりがな 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本籍 住所
※申請者が法人の場合に、株主・出資者について正確に記入してください。				

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

ふりがな 氏名	生年月日	本籍 住所	籍 所
※①支店の代表者、②廃棄物の運搬・処理に係る契約を締結する権限を有する者について正確に記入してください。 ※必ず本名とふりがなを記入してください。 ※外国人の方は、住民票に記載されている氏名とふりがなを、本籍欄には国籍を記入してください。			

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄